

# 農業委員募集要項

## 1.推薦を受ける者及び応募者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、市内に住所を有する者又は市内において農業経営を行っている者です。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 2.主な業務

- ・農地法等によりその権限に属された事項（農地の貸借、売買、農地転用許可案件等）について審議
- ・農業に関する調査及び情報提供
- ・農地等の利用の最適化の推進
- ・農地利用最適化推進委員と連携し、耕作放棄地の発生防止と解消に向けた現場活動
- ・農業委員会の会議や研修会等への出席

## 3.募集人数

13人（市内全域から募集します。）

農業委員の構成

- ・認定農業者が7人以上
- ・農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（農業に従事していない者等）が1人以上
- ・青年（50歳未満）や女性の積極的な登用

## 4.募集期間

令和8年2月25日（水曜日）から3月24日（火曜日）

平日の午前8時30分から午後5時まで受付

## 5.応募方法

委員にふさわしい者を農業団体等又は農業者等個人が推薦する方法、もしくは自らが委員に応募する方法があります。

届出書に必要事項を記載し、募集期間内に竹田市農業委員会事務局へ提出（持参又は郵送）してください。

※募集要項や届出書は農業委員会事務局で配付するほか、竹田市のホームページからもダウンロードできます。

## 6.委員の任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

## 7.報酬（月額）

農業委員 22,000円

※国の交付金の範囲内で、活動実績に応じて算定した額を加算して支給することがあります。

## 8.任命・委嘱の方法

推薦・応募された方について、竹田市農業委員候補者評価委員会の報告等に基づき、市議会の同意を得て市長が任命します。

評価委員会は、提出された届出書をもとに候補者を評価します。なお、必要に応じて面接等を行う場合があります。

## 9.推薦・応募された内容の公表

募集期間中（3月中旬）及び募集期間終了後（4月上旬）に竹田市の掲示場及びホームページにおいて次の内容について公表します。あらかじめご了承ください。

（公表する内容）

- ・推薦を受ける方、または応募する方の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況、推薦又は応募の理由等、認定農業者等であるか否かの別
- ・推薦者の氏名、職業、年齢、推薦者が団体の場合は団体の名称、代表者の氏名、活動の主たる目的、構成員の人数、構成員の資格又は要件等

## 10.その他

農業委員と同時に農地利用最適化推進委員にも応募等いただくことができますが、両方の職を兼務することはできません。